（様式第1号）

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和　7　年度】

※1～6，9:施設所管課記入
　7:指定管理者記入
　8:指定管理者及び施設所管課記入

指定管理者名	有限会社 しんとろの湯
施設所管課	鳴子総合支所地域振興課

1．施設名

施設名	大崎市中山コミュニティセンター	施設の住所	大崎市鳴子温泉字星沼19番地25
		電話番号	なし

2．施設の概要

設置年月日	平成28年1月1日	設置条例等	大崎市地区集会所条例
設置目的	地区住民の集会の用に供し，もって住みよい地域社会づくりに貢献する。		
施設の内容	木造平屋建鋼板葺【事務所，調理室，屋体，倉庫】		
利用料金	地区住民が集会の用に利用する場合　半日600～2,000円，全日1,000～3,000円 地区住民以外が集会の用に利用する場合　半日1,500～5,000円，全日3,000～10,000円 その他の用に利用する場合　半日10,000円，全日20,000円		
閉館日，開館時間	休所日　なし 利用時間　午前7時30分～午後8時30分		

3．これまでの管理運営状況

期間	管理形態		管理受託者又は指定管理者等
平成　28　年度～令和　2　年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3	中山地区コミュニティ連絡協議会
令和　3　年度～令和　6　年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3	中山地区コミュニティ連絡協議会
令和　7　年度～令和　11　年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3	有限会社しんとろの湯

4．現指定管理者の指定期間

指定期間	令和 7 年 4 月 1 日　～　令和 12年 3 月 31 日　（ 5 年　0ヶ月）	
選定方法	2	1.公募　（応募者数:　団体）　2.非公募

5．指定管理料

令和　7　年度(ア)	令和　6 年度(イ)	(ア) － (イ)
0 千円	1,155 千円	-1155 千円

※(ア)は当該年度，(イ)は前年度とし，それぞれ決算額ベース。

6．指定管理者が行う管理運営業務の内容

指定事業(業務)： ①施設の維持及び管理に関する業務　②利用の許可，取り消し等に関する業務 ③利用料金の徴収，減免及び返還に関する業務　④その他市長が必要と認める業務
自主事業:

7．利用実績等

(1)利用者数

（単位：人，件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和　6　年度	335	277	330	193	234	163	305	176	199	75	74	98	2,459
令和　7　年度	222	228	95	160	190	150	122	193	110	84	51	93	1,698

主な増減要因	高齢化や人口減少による利用者数の減（自然減）

※上段に前年度実績を記載し，下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用者数を記載し，自主事業による人数・件数は記載しないこと。

(2)利用料金収入

（単位：千円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和　6　年度	1	9	5	2	0	7	2	2	4	1	1	0	34
令和　7　年度	3	7	2	0	3	2	3	9	3	10	0	1	43

主な増減要因	1月にスキー競技のワックスがけ場所としての利用があったため。

※上段に前年度実績を記載し，下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用料金を記載し，自主事業による収入は記載しないこと。

(3)サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取組み

特になし

(4)施設利用者の主な声やその対応状況

特になし

(5)施設の管理運営における課題

①鳴子公民館の分館機能の弊害として、担当者がコミュニティセンターの鍵を常時持ち歩いているため、管理不十分な面がみられる。本来はしんとろの湯の受付で(7時30分から20時30分貸し出し可能)。また研修室に備品が多く置かれていて利用しづらさが中山女性連絡協議会からも声が上がっている。
②積雪防止の窓板がいつ設置され撤去されたかが不明で鳴子公民館との連携が必要です。
③冬期間の暖房費(電気代)が平月の倍(60,000円)なので徴収策が必要。
④使用料収入を増やすための策を検討実施。

8．管理運営状況

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価

1　施設全般の管理運営に関する業務　　※ 該当しない項目については，「－」を記入してください。

(1)人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	○	○
(2)職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	－	－
(3)管理記録	各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備，保管している。	○	○
(4)安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	○	○
(5)清掃・維持管理	施設，設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	○	○
(6)施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	○	○

2　利用者に関する業務

(1)利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	○	○
(2)利用料金	利用料金の設定，徴収，減免，還付等の手続きを適切に行っている。	○	○
(3)利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取組みを行っている。	○	○

3　事業の実施

(1)指定事業	仕様書，事業計画書に基づく事業を実施している。	○	○
(2)自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	○	○

4　個人情報の取扱い

(1)個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取扱っている。	○	○

5　管理運営業務の収支等

(1)収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	○	○
(2)効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取組みを行っている。	○	○
(3)経理事務	専用口座，帳簿等を備え，適切な経理事務を行っている。	○	○

評価		評価の考え方
◎	（優　良）	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○	（良　好）	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△	（課題有）	協定書や事業計画書等を下回る内容であり，一部の業務に改善が必要である。
×	（改善要）	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。

9．施設所管課の総合評価

大崎市中山コミュニティセンターは，中山地区住民にとって地域コミュニティの根幹をなす施設であるが，施設利用は地元の社会教育関係団体や地域自治関係団体といった減免使用者が大半を占めている。
令和6年度までは，中山地区コミュニティ連絡協議会が管理運営していたが，令和7年度から指定管理者が隣接施設である大崎市中山平温泉交流館の指定管理者と同一の「有限会社しんとろの湯」となり，一体的な運営が可能となった。
まちづくり・地域づくりの拠点施設として利活用されることに加え，「大崎市中山平温泉交流館（しんとろの湯）」の利用者や中山平を訪れる方々にも活用していただける施設となるような連携事業の創出など，両方の施設の利用者が増加するような管理運営に努めていただきたい。